

第1章 地域福祉とは何か

1 . 地域福祉とは

一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

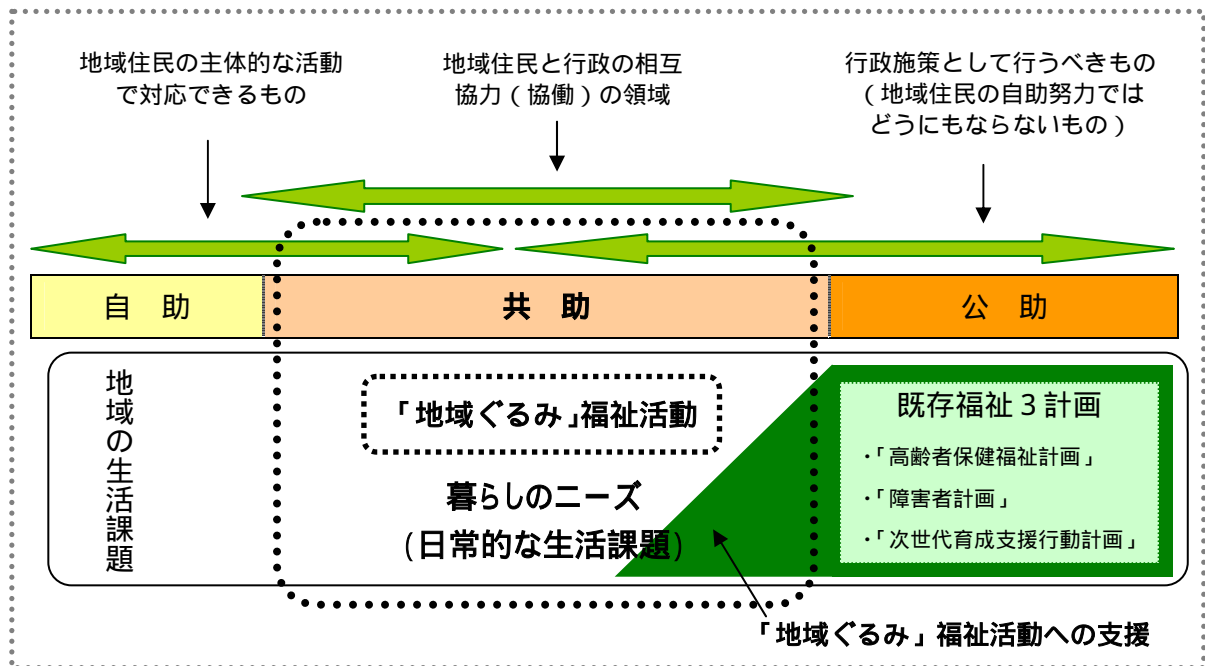
こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

2 . 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

即ち、住民・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携の下で、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。


「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分です）

共助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）

公助：公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

地域福祉とは、制度によるサービス（上図の「公助」）を利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです（上図の  で囲まれた「共助」）。

3 . 地域福祉の必要性

(1) 地域社会が変化しています

～ 少子高齢化、家族の変化、そして地域のつながりの稀薄化～

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。また、人びとの価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変わってきています。

こうした社会状況のなかで、住民がお互いに助け合ったり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなっているとともに、新しい時代に対応できる社会システム、福祉システムが求められるようになってきました。

(2) 社会福祉の制度が変わってきています

～ 受ける福祉から利用する福祉へ～

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として始まり、その後の経済成長とともに発展してきました。そして、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以後の 50 年間、その基本的な枠組みに変更が加えられることはありませんでした。

しかし、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革のなかで、平成 12 年 6 月に「社会福祉法」が成立し、第 4 条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。

そこでは、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。この地域福祉を計画的に推進していくため、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が社会福祉法に設けられ、平成 15 年 4 月に施行されました。

社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（3）住民と行政のかかわり方が変わりつつあります

～ 地方が自立する時代へ～

平成12年には、社会福祉法の成立に先立って4月に、「地方分権一括法」が施行され、地方が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に取り組むことになりました。特に、生活と密接にかかわる福祉サービスの向上は、身近な市町村が中心となって住民の参画のもとに進めていく必要があります。

また、近年、住民が行政に参画する機運が高まってきているなかで、福祉をはじめ、様々な分野でボランティアやNPO活動などの広がりがみられます。

平成7年の阪神淡路大震災では、延べ100万人を超えるボランティアが全国から集まり、被災者の支援に縦横に活躍しました。この年は「ボランティア元年」と呼ばれ、市民の自発的な活動の重要性が改めて広く認識された年でした。

平成10年3月には「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体が法人格を得ることによってその活動を促進する施策が講じられました。これによって、まちづくりや公的サービスの展開に関する市民の主体的な取り組みが従来のボランティア活動の枠組みを超え、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになってきました。こうした市民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められます。